



発行・編集：山田町復興推進課

山田地区の事業計画（案）の縦覧について

町では、被災した山田地区で導入する土地区画整理事業の事業計画（案）を縦覧します。この案に意見のある利害関係者は、岩手県知事に郵送または持参して意見書を提出することができます。

【縦覧日程】

期 間	時 間	場 所
10月2日（水）～10月15日（火）	午前9時～午後5時	役場2階建設課

◆お越しの際は、「〇〇の事業計画が見たい」とお声かけください。

【意見書提出日程】

提 出 期 間	意 見 書 提 出 先
10月2日（水）～10月29日（火） （10月29日の消印有効）	<u>郵送の場合</u> 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 「岩手県知事 達増拓也」宛 <u>持参の場合</u> 岩手県庁 県土整備部都市計画課（住所は同上）

【お問い合わせ先】

役場建設課 計画補償係 TEL：0193-82-3111（内線：241）

高台住宅団地にスーパー・コンビニ等の出店が可能です

防災集団移転促進事業によって整備される高台住宅団地内には、希望があれば、住宅用地だけではなく、購買施設等の公益的施設用地も造成することができます。そこで町では、住宅団地内にスーパーやコンビニ等の出店を希望される方の相談を受け付けます。出店を希望する場合は、分譲された公益的施設用地を購入し、出店することになります。ただし、用地は店舗専用で、住居と併用はできません。出店を希望される方、詳細をお聞きになりたい方は下記までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

役場 復興推進課 TEL：0193-82-3111（内線341、342、346）

岩手県行政書士会による無料なんでも相談会について

今月の岩手県行政書士会による「無料なんでも相談会」についてお知らせします。相続や土地活用など、お困りのことや相談したいことがあれば、ぜひお越しください。

【相談会日程】

開 催 日	時 間	会 場
10月12日（土）	10：00～15：00	石峠橋仮設住宅集会場

【予約・お問い合わせ先】 岩手県行政書士会事務局 TEL：0196-623-1555

※申し込みは不要ですが、予約された方を優先します。予約は前日までにお願いします。

お電話の際は「山田町のなんでも相談会の件」とお申し出ください。

消費税率引上げに伴う被災者の住宅再建に対する給付措置のお知らせ

国では、平成26年4月1日から予定されている段階的な消費税率の引上げに伴い、被災者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対応する措置として「住まいの復興給付金」制度の創設を予定しております。

ここでは、制度の概要をお知らせします。制度の詳細な内容は、下記のホームページ又はコールセンターでご確認ください。また、当制度の資料を、役場町民ホール・復興推進課、豊間根・船越両支所に配架していますので、ご自由にお持ちください。

〈制度の概要〉

対象者：り災証明書で、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」の認定を受けた住宅の被災時の所有者

消費税率8%または10%の適用期間に新たに住宅を建築・購入し、再取得した住宅に居住している

消費税率8%または10%の適用期間に補修した被災住宅に居住している

給付金受領

※住まいの復興給付金制度は、消費税率の引上げが行われた場合に実施することとしています。今後、政府内において消費税率引上げの判断も踏まえつつ、最終的な調整が行われる予定です。

【お問い合わせ先】

住まいの復興給付金準備事務局 コールセンター 電話：0570-200-246
IP電話等からのご利用：022-745-0420

※受付時間は午前9時から午後5時（土・日・祝含む）、電話は有料です。

【ホームページアドレス】

<http://fukko-kyufu.jp>

【制度資料配架場所】

山田町役場1階町民ホール・3階復興推進課、豊間根支所、船越支所

【お詫びと訂正】9月1日発行号外について

9月1日発行の号外（支援金・補助金特集号）に訂正箇所がありましたのでお知らせいたします。訂正箇所は、2ページから3ページに掲載した「住宅再建に係る支援一覧」表中、右から5列目の「被災者住宅再建支援（町独自補助金①）」の内容です。すでに実施している分と、平成25年10月1日から実施の追加分で申請期限が異なります。下記の通り訂正するとともに深くお詫びいたします。

【訂正前】

◆被災者住宅再建支援 （町独自補助金①） ※申請期限 H30年3月31日
複数世帯上限：200万円 単数世帯上限：150万円



【訂正後】

◆被災者住宅再建支援 （町独自補助金①）
H25年4月1日から実施済の分 複数世帯：100万円 単数世帯：75万円 ※申請期限 H29年3月31日
H25年10月1日から実施の追加分 複数世帯上限：100万円 単数世帯上限：75万円 ※申請期限 H30年3月31日